

平成29年3月29日
関東東北産業保安監督部

鉱山における保安確保について

平成29年3月29日、関東東北産業保安監督部は、当部管内の鉱山（鉱種：石灰石）において、平成28年11月2日に発生した埋没による死亡災害について、同鉱山の鉱業権者に対して注意文書を交付し、保安確保に万全を期すよう指導しました。

1. 平成28年11月2日に当部管内に所在する鉱山（鉱種：石灰石）において、埋没による死亡災害が発生しました。
当部が、同鉱山に対し特別検査等を行った結果、本災害は、選鉱場の中間貯鉱槽において、鉱山労働者が安全帯を使用せずに単独で貯鉱槽内部に入り、居付き落とし作業中に何らかの原因で居付きの穴に落下し、埋没して死亡したものと判明しました。
2. 鉱業権者は、鉱山労働者に対して作業内容のみならず、保安確保のための指示及び周知した内容を遵守させ、作業において生ずる危険を予見し、回避する取り組みをする必要があり、結果的に保安教育及び危険予知活動が不十分であったことが、今回の災害を引き起こした要因と考えられます。
3. このため、当部は、同鉱山の鉱業権者に対して、再発防止のため、鉱山保安法令の遵守、保安活動の強化及び鉱山労働者に対する保安教育の効果を検証し、効果的な保安教育の実施の徹底により保安確保に万全を期すよう行政指導（注意）しました。